

## 地方公共団体から提出された意見書（原料原産地表示）について

地方公共団体（都道府県、市町村及びこれらで構成される連絡会等）から、今年度農林水産省に対して提出された政策提案意見、要望の概要は以下のとおり。

団体数：46 地方公共団体（都道府県、市町村及び市長会）

内容：全ての加工食品への原料原産地表示の義務付け（意見数4）

〔 国産の優位性を確保するため、全ての加工食品（外食を含む）の原料原産地表示を徹底すること。 〕

原料原産地対象品目の拡大（意見数12）

〔 食の安全・安心を確保するため、加工食品の原料原産地表示の対象品目の拡大など早急な対策を講じること。 〕

食品表示については、消費者の適正な商品選択、安全性への関心の高まり等に資するため、加工食品の原料原産地表示品目の拡大など引き続きより一層の充実をはかり、わかりやすく信頼される表示制度を確立すること。

## 原料原産地表示の充実・推進（意見数 14）

食品安全行政の充実・強化を図るため、加工食品における原料原産地表示を推進すること。

食の安心・安全を確保するため、加工食品等の原料原産地表示制度の充実を図ること。

## 具体的品目への原料原産地表示義務付け（意見数 16）

（品目：昆布加工品、果実飲料（リンゴ果汁飲料等）、りんご加工品、のり加工品（おにぎり等）、米加工品）

りんごをはじめとする果汁飲料は、国内において広く健康飲料として飲用されているが、これまで以上に詳しい食品表示により、消費者の信頼を得ていくため、果汁飲料の原料原産地表示の早期義務化を図ること。

ノリ加工品に対する消費者の製品選択を容易にするには、現 J A S 法だけでは不十分であるため、原料原産地表示を徹底すること。